

呉市低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正について
～低価格入札者と契約する場合の措置の追加～

1 改正概要

総合評価方式で実施している低入札価格調査制度において、低価格入札の抑制及び工事事質の確保に向けた実効性をより高めるため、低価格入札者と契約する場合の措置を追加することとします。

2 措置内容

内容	低価格入札者と契約する場合	通常の契約の場合	該当条項
契約保証の額	請負代金額の10分の3以上	請負代金額の10分の1以上	第17条第1項(1)
契約解除に伴う違約金	請負代金額の10分の3	請負代金額の10分の1	第17条第1項(2)
技術者の追加配置	監理技術者又は主任技術者とは別に、同等程度の技術者を専任で1名配置（現場代理人との兼務不可）	なし	第17条第1項(3)
契約不適合責任期間	引き渡しから4年 （設備機器本体等の場合は2年）	引き渡しから2年 （設備機器本体等の場合は1年）	第17条第1項(4)
監督・検査の強化	主任監督員による月1回の現場点検，主任監督員が施工プロセスチェックリストにより施工状況を点検し総括監督員・検査員へ報告，点検結果の工事成績への反映	なし	第17条第1項(5) 第17条第2項
指名停止措置の強化	過失による粗雑工事と認められ，指名停止措置の対象となった場合は，指名停止期間に1か月加算	なし	第17条第1項(6)
下請予定業者への発注	低入札価格調査時に予定していた下請業者への発注	なし	第18条
下請業者への支払の報告	工事検査後2か月以内に一次下請業者への支払状況を報告	なし	第19条

(参考)

落札者決定基準（特別簡易型）において、調査基準価格以上で入札をした者には5点を加算する予定としています。

3 改正の実施日

令和8年4月1日（同日以降に入札を公告する案件から適用します。）

呉市低入札価格調査制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項に規定する事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、総合評価方式（施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式）により実施する建設工事に係る入札（以下「対象入札」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査基準価格 呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号。以下「契約規則」という。）第17条の2第2項に定める価格をいい、第4条の規定により決定する価格をいう。
- (2) 調査基準価格基礎額 第5条の規定により算出する価格をいう。
- (3) 失格基準価格 別記1「適正な履行確保の基準」（以下「適正基準」という。）における数値的判断基準となる価格をいい、適正基準第1項本文の規定により決定する価格をいう。
- (4) 失格基準価格基礎額 適正基準第1項第2号の規定により算出する価格をいう。
- (5) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格の入札をいう。
- (6) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者をいう。
- (7) 低入札価格調査 施行令第167条の10の2第2項及び契約規則第17条の2第1項の規定に基づく調査（以下「調査」という。）をいう。
- (8) 調査対象者 総合評価方式における価格その他の条件が呉市にとって最も有利なものをもって申込みをした低価格入札者で、入札金額が失格基準価格以上の者をいう。
- (9) 低入札技術者 低価格入札者を落札者として契約を締結するときに、監理技術者又は主任技術者とは別に配置を求める、これらと同等程度の技術者のことをいう。

(調査基準価格の決定方法及び設定範囲等)

第4条 調査基準価格は、次の算式により決定する。

調査基準価格＝調査基準価格基礎額（A）×ランダム係数（B）

2 調査基準価格は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の80以上とし、前項の算式により求められた数値が当該対象入札の予定価格の100分の80を下回る場合は100分の80とする。

(調査基準価格基礎額（A）の算出方法)

第5条 調査基準価格基礎額（A）は、工事の種類ごとに、次の各号の算式により

算出し、10,000円未満を切り捨てた額とする。

(1) 土木関連工事

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%

(2) 建築関連工事（建築物に付随する設備工事を含む。）

（直接工事費×90%）×97%+共通仮設費×90%+{現場管理費+（直接工事費×10%）}×90%+一般管理費×68%

(3) 建築物の解体工事

（直接工事費×75%）×97%+共通仮設費×90%+{現場管理費+（直接工事費×25%）}×90%+一般管理費×68%

(4) プラント設備工事（プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。）

機器費×85%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+（現場管理費+据付間接費+設計技術費）×90%+一般管理費×68%

(5) 水道設備関連工事（水道設備に含まれる電気工事等を含む。）

{直接工事費-（機器費×40%）}×97%+{共通仮設費+（機器費×10%）}×90%+{現場管理費+（機器費×20%）}×90%+{一般管理費+（機器費×10%）}×68%

2 対象入札が呉市建設工事における合冊入札実施要領（平成25年4月1日実施）の適用を受ける場合の調査基準価格基礎額（A）は、前項の規定により主体工事及び関連工事それぞれの調査基準価格基礎額を算出し、これらの額を合算した額とする。

（ランダム係数（B）の算出方法）

第6条 ランダム係数（B）は、パソコン等におけるシステム（以下「システム」という。）により、乱数を使用して1.0000から1.0050までの範囲内で算出する。

（予定価格調書への記載）

第7条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格、調査基準価格基礎額（A）及び失格基準価格基礎額（C）を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、公告その他適切な方法により、入札の前に、次の各号に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。

(2) 低価格入札があったときは、調査の上で第一落札候補者を決定し、後日通知をすること。

(3) 低価格入札者は、適正基準における数値的判断基準を満たす者でなければ調査対象者とならないこと。

(4) 調査対象者は、適正基準における基本的判断基準を満たす者でなければ第一落札候補者とならないこと。

(5) 第12条及び第13条に規定する書面及びその添付資料（以下「調査資料」という。）を市が指定する日時までに提出しない調査対象者の入札は無効とす

ること。

(6) 第2号の調査及び第13条に規定するヒアリングに協力しない調査対象者の入札は無効とすること。

(7) 低価格入札者が落札者となった場合には、第17条に規定する措置を講じること。

(ランダム係数(B)及び調査基準価格の決定等)

第9条 対象入札の執行に係る職員(以下「入札執行官」という。)は、入札書を開封する前に、予定価格調書を開封し、記載された調査基準価格基礎額(A)及び失格基準価格基礎額(C)をシステムに入力し、ランダム係数(B)を算出させるものとする。

2 入札執行官は、算出させたランダム係数(B)に基づき決定した調査基準価格及び失格基準価格を帳票として出力し、調査基準価格及び失格基準価格を読み上げるとともに、契約課以外の職員にその者の所属・氏名を、当該帳票に署名させるものとする。

3 調査基準価格及び失格基準価格を記す帳票は、予定価格調書に同封の上、保存するものとする。

(システム障害時の対応)

第10条 開札時において、システム及びパソコンの故障等により、ランダム係数(B)等を算出させることが困難となった場合は、予定価格調書に記載してある調査基準価格基礎額(A)をもって調査基準価格とし、同様に失格基準価格基礎額(C)をもって失格基準価格とするものとする。

2 前項に規定する場合における第4条、第9条第2項及び第3項並びに適正基準第1項の規定の適用については、これらの規定中ランダム係数(B)に係る部分を除いて適用するものとする。

(調査基準価格及び失格基準価格の公表)

第11条 契約課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該調査基準価格及び当該失格基準価格を公表するものとする。

(低入札価格調査報告書等の提出)

第12条 契約課長は、調査対象者に対し、原則、提出を求めた日の翌日(その日が休日(呉市の休日を定める条例(平成元年呉市条例第35号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)の16時を期限として、次の各号に掲げる調査資料を提出させるものとする。

(1) 低入札価格調査報告書(様式第1号)

(2) 当該価格で入札した理由書(様式第2号)

(3) 工事費内訳書(様式第3号)

(4) 次のアからクに掲げる様式のうち、様式第2号に記載した理由に応じたもの
ア 手持ち工事の状況(様式第6号)

イ 調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係(様式第7号)

ウ 手持ち資材の状況(様式第8号)

- エ 資材購入予定先一覧（様式第 9 号）
- オ 手持ち機械の状況（様式第 10 号）
- カ 労務者の確保計画（様式第 11 号）
- キ 建設副産物の搬出予定地（様式第 12 号）
- ク その他必要な資料

(5) 低入札技術者届出書（技術者様式第 1 号）

2 前項において、調査資料の作成及び提出については、別記 2「低入札価格調査資料作成マニュアル」によるものとする。

3 調査対象者が第 1 項の期限までに調査資料を提出しないときは、適正基準を満たさないものとみなし、当該調査対象者の入札を無効とする。この場合、当該対象者に対して理由書の提出を求めるものとする。

（調査の実施）

第 13 条 調査は、次のとおり実施するものとする。

(1) 契約課長は、調査対象者から調査資料の提出を受けたときは、工事担当課長へ調査対象工事名、調査対象者の名称及び入札金額を連絡するとともに、調査資料（低入札技術者届出書（技術者様式第 1 号）を除く。）を送付するものとする。

(2) 工事担当課長は、前号により契約課長から送付を受けた調査資料について調査を行うものとする。なお、必要に応じて調査対象者に対してヒアリングを行うものとする。

(3) 工事担当課長は、前号の調査において、当該価格で入札した理由書（様式第 2 号）の根拠となり得ないと認められるもの又は工事費内訳書（様式第 3 号）に記載した入札金額が設計金額と比較して著しく価格に差があると認められるものについては、調査対象者に対し、低入札価格調査項目通知書（様式第 4 号）により、指定する日時までに追加資料を提出するよう求めるものとする。

(4) 調査対象者は、前号の指定された日時までに、低入札価格調査項目報告書（様式第 5 号）により、工事担当課長へ追加資料を提出するものとする。この場合において、指定する日時までに調査対象者が追加資料を提出しないときは、適正基準を満たさないものとみなし、当該調査対象者の入札を無効とする。

(5) 工事担当課長は前号の追加資料の提出を受けたときは、調査対象者に対してヒアリングを実施するものとする。

(6) 第 2 号及び前号のヒアリングについて、調査対象者が協力しないときは、適正基準を満たさないものとみなし、当該調査対象者の入札を無効とする。

(7) 工事担当課長は、調査を終了したときは、当該調査結果について契約課長に報告するものとする。

2 契約課長は、前項の調査結果についての報告を受けてもなお疑義があるときは、さらに次に掲げる事項について調査を行うものとする。

(1) 経営状況

(2) 信用状況

(3) 過去 2 年度に呉市が発注した工事のうち、調査対象者が施工した工事の名称、

当初契約締結年月日，工事完成年月日及び工事成績評定点

(4) その他必要な事項

(調査の審査)

第14条 前条の調査の結果については，呉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 前項の委員会の設置，所掌事務その他必要な事項については，別に定める。

(調査の辞退)

第15条 調査対象者は，第12条及び第13条に規定する調査を辞退するときは，低入札価格調査辞退届（様式第13号）を提出するものとする。

2 前項の規定により調査を辞退した場合は，当該調査対象者の入札を無効とする。

(第一落札候補者の決定)

第16条 第14条の審議の結果，適正基準を満たすと認められる場合は，当該調査対象者を第一落札候補者とする。

2 第14条の審議の結果，適正基準を満たさないと認められる場合は，当該調査対象者の入札を無効とする。

3 前項の規定により調査対象者の入札を無効とした場合は，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち，価格その他の条件が呉市にとって最も有利なものをもって申込みをした次の順位のもの（以下「次順位者」という。）を第一落札候補者とする。

4 前項の規定は，第12条第3項，第13条第1項第4号及び第6号並びに第15条第2項の規定により調査対象者の入札を無効とする場合において準用する。

5 前2項の規定に関わらず，次順位者が低価格入札者であるときは，当該次順位者を調査対象者として，第12条から第14条までの規定を準用して調査を行うものとし，以下，第一落札候補者が決定するまで調査を行うものとする。

6 前5項において，入札を事前審査方式（入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する方式）で実施する場合，第1項，第3項及び第5項中「第一落札候補者」とあるのは「落札者」と読み替えて適用するものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第17条 低価格入札者を落札者として契約を締結するときは，次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 契約保証の額は，請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 呉市建設工事執行規則第61条に規定する違約金の額は，請負代金額の10分の3とする。

(3) 低入札技術者を，専任で1名配置しなければならない。また，低入札技術者は次の要件をすべて満たしていなければならない。なお，低価格入札者が特定建設工事共同企業体である場合は，配置を要する低入札技術者は特定建設工事共同企業体につき1名とする。

ア 入札公告で定める配置予定技術者の資格を有すること。

イ 開札日の前日以前に継続して3か月以上，所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

ウ 低入札技術者は現場代理人を兼ねることはできない。

(4) 契約不適合責任期間について、工事目的物の引き渡しを受けた日から4年に、設備機器本体等については、2年に延長する。

(5) 主任監督員による現場点検の対象とする。

(6) 過失による粗雑工事と認められ、指名停止措置の対象となった場合、指名停止期間に1か月加算する。ただし、呉市入札参加資格者指名停止要綱で規定する期間を超えないものとする。

2 前項第5号の主任監督員による現場点検は次のとおり実施するものとする。

(1) 実施頻度は毎月1回とする。

(2) 主任監督員は、施工プロセスチェックリストにより工事の施工状況を点検した結果を、工事担当課長及び検査員へ速やかに報告する。

(3) 主任監督員より報告された点検結果は、工事成績評定へ反映する。

(下請工事の発注の原則)

第18条 受注者は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事（以下「対象工事」という。）において、下請工事を発注する場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

2 受注者は、やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、下請負契約の変更に関する理由書（施工中様式第1号）を、あらかじめ工事担当課長に提出しなければならない。

(下請業者への支払状況の報告)

第19条 受注者は、対象工事において、呉市建設工事請負契約約款第32条第2項又は第6項に定める検査合格後2か月以内に、下請業者への代金の支払状況報告書（完成後様式第1号）を工事担当課長に提出しなければならない。

なお、当該報告書には全ての一次下請業者について記載し、契約及び支払状況のわかるものの写しを添付しなければならない。また、下請負契約後に契約内容・金額等に変更があった場合は、その内容がわかるものの写しを添付すること。

(不適切な事案に対する措置)

第20条 前条に規定する確認又は調査により、不適切な施工体制又は下請業者に対する代金の支払状況を確認した場合、第18条第2項に規定する下請工事の契約の相手方又は内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合又は工事完成後における調査において次の事態が認められた場合などは、受注者に対して指名停止等の必要な措置を講じることがある。

(1) 建設業法等、関連法令に違反していることが認められた場合

(2) 契約違反が認められた場合

(3) 提出された調査資料に虚偽の記入等が認められた場合

(4) そのほか、調査に対し、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

(入札参加者への周知)

第21条 第18条から第20条の規定については、その内容を入札公告等に記載するものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月24日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際、現に公告されている入札案件の調査基準価格基礎額、失格基準価格基礎額及びランダム係数の算出方法については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年5月15日から実施する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、令和4年7月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際、現に公告されている入札案件の調査基準価格基礎額及び失格基準価格基礎額の算出方法については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別記 1

適正な履行確保の基準

低入札価格調査の実施に当たり、調査対象者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適當であるかどうかについての判断を行うための基準について、次のとおり定める。

なお、低価格入札者が第 1 項の数値的判断基準を満たす者でない場合は、当該低価格入札者の入札を失格とし、調査対象者が第 2 項の基本的判断基準の全ての項目を満たす者でない場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

1 数値的判断基準

入札金額が失格基準価格以上であること。

(1) 失格基準価格の決定方法

失格基準価格は、次の算式により決定する。

$$\text{失格基準価格} = \text{失格基準価格基礎額 (C)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

(2) 失格基準価格基礎額 (C) の算出方法

ア 失格基準価格基礎額 (C) は次の算式により算出し、10,000円未満を切り捨てた額とする。

$$\text{失格基準価格基礎額 (C)} = \text{直接工事費} \times a + \text{共通仮設費} \times b + \text{現場管理費} \times c + \text{一般管理費} \times d$$

なお、上記算式における係数 a, b, c 及び d は、予定価格の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

係数	予定価格 経費区分	5千万円 未満	5千万円以上3億円未満	3億円 以上
		a	直接工事費	0.873
b	共通仮設費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.729
c	現場管理費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.729
d	一般管理費	0.612	$0.612 - 0.0612 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.5508

備考 1 表中の「予定価格」は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

備考 2 係数 a, b, c 及び d は、それぞれ小数第 4 位までとし、小数第 5 位を切り捨てる。

イ 失格基準価格基礎額 (C) の算出に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の経費区分については、工事の種類の区分に応じ、次の表のとおり読み替えるものとする。

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木関連工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築関連工事 (建築物に付随する設備工事を含む。)	直接工事費×90%	共通仮設費	(現場管理費+直接工事費×10%)	一般管理費
建築物の解体工事	直接工事費×75%	共通仮設費	(現場管理費+直接工事費×25%)	一般管理費

プラント設備工事 (プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。)	機器費×85%+直接工事費	共通仮設費	(現場管理費+据付間接費+設計技術費)	一般管理費
水道設備関連工事 (水道設備に含まれる電気工事等を含む。)	(直接工事費-機器費×40%)	(共通仮設費+機器費×10%)	(現場管理費+機器費×20%)	(一般管理費+機器費×10%)

(3) 合冊入札実施要領が適用される場合の失格基準価格基礎額 (C) の算出方法
対象入札が呉市建設工事における合冊入札実施要領 (平成25年4月1日実施) の適用を受ける場合の失格基準価格基礎額 (C) は、前号の規定により主体工事及び関連工事それぞれの失格基準価格基礎額を算出し、これらの額を合算した額とする。

(4) ランダム係数 (B) の算出方法

ランダム係数 (B) は、入札の案件ごとに調査基準価格を求める際に算出したランダム係数 (B) と同じ係数を用いるものとする。

2 基本的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し、誠実で協力的であること。
- (2) 当該入札が適正な見積等に基づく結果であること。
- (3) 設計数量、設計仕様及び安全性等を満たしていること。
- (4) 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- (5) 下請、資材等の見積額の計上が適正であること。
- (6) 建設副産物の処理方法等が適正であること。
- (7) 低入札価格調査報告書に不備がないこと。
- (8) 虚偽記載等がないこと。
- (9) 低入札技術者を専任で1名配置できること。

低入札価格調査資料作成マニュアル

作成要領（各様式共通）

- ・ 調査対象者（呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（以下「要領」という。）第 3 条第 8 号に規定する調査対象者をいう。以下同じ。）となった者は、このマニュアルの定めるところにより、調査資料（要領第 8 条第 3 号に規定する調査資料をいう。以下同じ。）について、同条に規定する期限までに作成し、提出すること。
- ・ 提出後における書面等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、契約課長又は工事担当課長が指示した場合はこの限りではない。
- ・ 調査資料には「**必須書類**」と「**必要に応じて提出する書類**」がある。

【必須書類】

- ・ 「必須書類」は、調査（要領第 3 条第 7 号に規定する調査をいう。以下同じ。）において必ず作成し、提出を必要とする書類である。
 - (1) 低入札価格調査報告書（様式第 1 号）
 - (2) 当該価格で入札した理由書（様式第 2 号）
 - (3) 工事費内訳書（土木・営繕）（様式第 3 号）
 - (4) 低入札技術者届出書（技術者様式第 1 号）

【必要に応じて提出する書類】

- ・ 「必要に応じて提出する書類」は、「当該価格で入札した理由書（様式第 2 号）」に記載した内容を具体的に証明するため、調査対象者が選択して作成し、「必須書類」の根拠資料として添付するものである。
 - (1) 手持ち工事の状況（様式第 6 号）
 - (2) 調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係（様式第 7 号）
 - (3) 手持ち資材の状況（様式第 8 号）
 - (4) 資材購入予定先一覧（様式第 9 号）
 - (5) 手持ち機械の状況（様式第 10 号）
 - (6) 労務者の確保計画（様式第 11 号）
 - (7) 建設副産物の搬出予定地（様式第 12 号）
 - (8) その他必要な資料

【提出方法】

- ・ 必須書類及び必要に応じて提出する書類については、紙媒体で提出すること。
- ・ 工事費内訳書（様式第 3 号）については、紙媒体のものと併せて電子ファイルも提出すること。ここでいう電子ファイルとは、表計算ソフト（Microsoft Excel）で作成されたものとする。

電子ファイルの提出は、次のアドレスへの電子メールの送信によるものとする。

呉市財務部契約課メールアドレス：keiyaku@city.kure.lg.jp

必須書類

低入札価格調査報告書（様式第1号）

【記載要領】

- ・ 調査対象者の住所，商号又は名称，代表者氏名及び電話番号を記載し，契約課に届け出ている使用印を押印すること。
- ・ 様式の本文に従い，入札日及び工事名を記載すること。
- ・ 「2 必要に応じて提出する書類」は，必須書類の根拠資料として添付する書類について，該当する様式の欄に丸印を記載すること。

当該価格で入札した理由書（様式第2号）

【記載要領】

- ・ 入札した価格をもって適正な施工が可能な理由について，労務費，手持ち資材及び手持ち機械の状況，下請負予定業者等及び資材購入予定先の業者との関係，手持ち工事の状況，調査対象工事箇所と事務所・倉庫等との関係等から具体的に記載すること。

【添付書類】

- ・ 記載した内容について具体的な根拠資料となり得る様式を，「作成要領（各様式共通）」の【必要に応じて提出する書類】の(1)から(8)より選択して作成し，添付すること。
なお，根拠について所定様式により具体的に記載することが困難な場合は，任意様式の提出を認める。
- ・ 添付書類では，当該価格で入札した理由の根拠とはなり得ないと工事担当課長が判断したときは，根拠資料の追加提出及び再提出を指示することがあるので，留意すること。

工事費内訳書（土木・営繕）（様式第3号）

【記載要領】

- ・ 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」，「単位」及び「数量」（営繕工事の場合は，参考図書の中科目別内訳書に記載された「科目名称等」，「単位」及び「数量」）を漏れなく適切に記載すること。
なお，土木工事の工事数量総括表に記載の「費目・工種明細など」にある「消費税相当額」，「工事費計」，「契約保証費計」は除く。
- ・ 調査における本様式の工事価格は，工事費内訳書（入札時提出用）に記載された工事価格と同額であること。
- ・ 工事費内訳書（入札時提出用）の項目に記載された金額と本様式の項目の金額は一致させること。
- ・ 「算出根拠」欄について，直接工事費及び共通仮設費の算出を一次下請負予定業者，資材納入予定業者または調査会社等（以下，「下請負予定業者等」と

いう。)からの見積を採用している場合は「見積」を、公共機関の積算基準類または市販の積算プログラムにより算出している場合は「積算基準」と記載し、その他の方法による場合は具体的に記載すること。

- ・ 「入札者、一次下請負人及び見積額」欄には、全ての一次下請負予定業者の商号又は名称を記載し、下請負予定業者等から提出された見積書の内容を反映して記載すること。
- ・ 建設工事に該当しない警備の委託（業務）等については、それを手配する予定の入札者または一次下請負予定業者に含めて記載すること。

【添付書類】

- ・ 下請負予定業者からの見積を採用している場合

当該一次下請負予定業者が押印した見積書（写し）を添付すること。

なお、一次下請負予定業者から見積を徴収する際は、下請負予定業者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種や数量等を明示した見積とすること。

低入札技術者届出書（技術者様式第1号）

【記載要領】

- ・ 評価資料に記載した監理技術者又は主任技術者とは別に、専任で配置できる低入札技術者を1名記載すること。なお、低入札技術者は要領第17条第1項第3号の配置要件をすべて満たしているものを記載すること。

【添付書類】

- ・ 低入札技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写しを添付すること。

必要に応じて提出する書類

低入札価格調査項目通知書（様式第4号）

【記載要領】

- ・ 工事担当課長は、要領第13条第1項の規定により契約課長から送付を受けた調査資料について、次の(1)又は(2)に該当し、根拠資料の追加提出又は再提出を指示する必要を認める場合、本様式により通知する。
 - (1) 工事費内訳書（様式第3号）の細別または間接工事費等において設計金額と著しく価格に差があると認められる項目があったとき。
 - (2) 当該価格で入札した理由書（様式第2号）に添付された書類が、その理由の根拠となり得ないと認められるとき。
- ・ 設計金額と著しく価格に差があると認められる基準とは、設計金額と比較して、直接工事費の細別（レベル4）においては75%未満の、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）においては70%未満の、一般管理費等においては30%未満の入札金額とする。

低入札価格調査項目報告書（様式第5号）

【記載要領】

- ・ 工事担当課長より通知された低入札価格調査項目通知書（様式第4号）の内容に基づき、調査対象者は本様式を作成し、工事担当課長に報告するものとする。

【添付書類】

- ・ 工事費内訳書（様式第3号）の根拠となる資料については、次の(1)及び(2)を参考に書類を作成すること。
 - (1) 資材購入予定業者等からの見積を採用している場合
当該資材購入予定業者等が押印した見積書（写し）を添付すること。
 - (2) 公共機関の積算基準類または市販の積算プログラムにより算出している場合
採用した項目及び採用した資材等の単価が把握できる箇所を印刷して添付すること。
- ・ 当該価格で入札した理由（様式第2号）における根拠資料の追加提出又は再提出の指示を受けた場合は、「作成要領（各様式共通）」の【必要に応じて提出する書類】の(1)から(8)より必要な様式を再度選択して作成すること。

手持ち工事の状況（様式第6号）

本様式は、調査の対象となった工事（以下、「調査対象工事」という。）と、調査対象者が調査資料を提出する日において受注している工事（以下、「手持ち工事」という。）の工事担当課が同一であっても提出すること。

① 対象工事箇所付近

【記載要領】

- ・ 調査対象工事の箇所付近（半径10km程度の範囲内）にある手持ち工事のうち、調査対象工事の工事費縮減に寄与するものについて当該手持ち工事ごとに記載すること。
- ・ 直線距離欄には調査対象工事の箇所との直線距離を記載し、備考欄には元請け又は下請けの区分を記載すること。

【添付書類】

- ・ 調査対象工事の箇所と本様式に記載した手持ち工事の箇所との位置関係を明らかにした地図を添付すること。
なお、地図の縮尺は任意とするが、調査対象工事の箇所と手持ち工事の箇所との距離及び連絡経路が分かるようにすること。
- ・ 手持ち工事について、調査対象工事の箇所付近であることが分かる書類（契約書の写し等）を添付すること。

② 対象工事関連

【記載要領】

- ・ 調査対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、調査対象工事の工事費縮減に寄与するものについて、当該手持ち工事ごとに記載すること。
- ・ 備考欄には元請け又は下請けの区分を記載すること。

【添付書類】

- ・ 手持ち工事のうち、発注者が呉市長でないものに限り、調査対象工事の箇所と本様式に記載した手持ち工事の箇所との位置関係を明らかにした地図を添付すること。
なお、地図の縮尺は任意とするが、調査対象工事の箇所と手持ち工事の箇所との距離及び連絡経路が分かるようにすること。
- ・ 手持ち工事について、同種または同類の工事であることが分かる書類（契約書の写し等）を添付すること。ただし、発注者が呉市長の場合は、書類の添付は不要とする。

調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係（様式第7号）

【記載要領】

- ・ 調査対象者の事務所や倉庫等において、営繕費、資機材の運搬費及び通信交通費、事務用品費等の観点から、調査対象工事の工事費縮減に寄与するものについて記載すること。
- ・ 事務所や倉庫等の状況により工事費の縮減が可能な理由について、「縮減理由」欄へ具体的に記載すること。

【添付書類】

- ・ 調査対象者の事務所や倉庫等と、調査対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付すること。
なお、地図の縮尺は任意とするが、調査対象工事箇所との直線距離及び連絡

経路が分かるようにすること。

手持ち資材の状況（様式第8号）

【記載要領】

- ・ 調査対象工事で使用する予定の手持ち資材（仮設材等）について記載すること。
- ・ 不足数量が発生する場合は、その手当て方法を記載すること。

【添付書類】

- ・ 記載した手持ち資材について、その数量及び保管状況等が確認できるもの（写真等）や、品質が証明できるものを添付すること。

資材購入予定先一覧（様式第9号）

【記載要領】

- ・ 「購入先」の「入札者との関係」欄には、調査対象者と購入予定先業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社、現金取引、永年の取引等）を記載すること。
- ・ 永年の取引による場合は、取引年数を括弧書きで記載すること。

【添付書類】

- ・ 購入予定先業者が押印した見積書など、積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付すること。
- ・ 「購入先」の「入札者との関係」欄に記載した関係が協力会社、同族会社、又は資本提携会社である場合は、その関係を証明する規約や登録書等を添付すること。

手持ち機械の状況（様式第10号）

【記載要領】

- ・ 調査対象工事で使用予定の手持ち機械について、自社、下請負人に関わらず記載すること。

【添付書類】

- ・ 記載した手持ち機械について、その数量及び保管状況等が確認できるもの（写真等）を添付すること。

労務者の確保計画（様式第11号）

【記載要領】

- ・ 労務費の観点から入札した価格により施工可能であると判断した場合は、それに該当する「工種」を記載し、労務者が従事する「職種」ごとに「単価」及び「労務者数」を記載すること。
- ・ 「単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を、職種ごとに記載すること。
- ・ 「労務者数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載すること。

- ・ 「入札者との関係」の欄には、協力会社、同族会社、資本提携会社、現金取引、永年の取引等の記載をすること。
- ・ 永年の取引による場合は、取引年数を括弧書きで記載すること。
- ・ 警備業についても記載すること。

【添付書類】

- ・ 自社労務者については、名簿一覧表（任意様式）及び雇用関係を証する書面の写しを添付すること。
- ・ 「入札者との関係」欄に記載した関係が協力会社、同族会社、資本提携会社等である場合は、それを証明する規約や登録書等を添付すること。

建設副産物の搬出予定地（様式第12号）

【記載要領】

- ・ 調査対象工事で発生する全ての建設副産物について記入すること。
- ・ 設計図書等において搬出地等の条件を付している場合は、条件を満たすものであること。

【添付書類】

- ・ 受入予定会社が押印した見積書等（写し）を添付すること。なお、様式は任意とするが、次の事項が記載されているものであること。
 - (1) 宛先（調査対象者名であること。）
 - (2) 受入予定会社の住所、会社名、代表者名、許可番号が記載されているとともに、受入予定会社の押印があること。
 - (3) 工事名（調査対象工事名であること。）
 - (4) 建設副産物の発生場所、種類及び概算数量
 - (5) 受入期間
 - (6) 受入場所

低入札価格調査報告書

呉市長様

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事名	
-----	--

呉市低入札価格調査制度事務取扱要領第12条の規定により、次に掲げる資料等を提出します。
なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

提出資料

1 必須書類

(1) 当該価格で入札した理由書	(様式第2号)
(2) 工事費内訳書	(様式第3号)
※工事費内訳書の算出根拠が一次下請負予定者の見積による場合は、徴収した見積書の写しを添付すること	

2 必要に応じて提出する書類

(添付した書類について、右欄に○印を記載すること。)

(1) 手持ち工事の状況	(様式第6号)	
(2) 調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係	(様式第7号)	
(3) 手持ち資材の状況	(様式第8号)	
(4) 資材購入予定先一覧	(様式第9号)	
(5) 手持ち機械の状況	(様式第10号)	
(6) 労務者の確保計画	(様式第11号)	
(7) 建設副産物の搬出予定地	(様式第12号)	
(8) その他事項 ()		

※ 当該価格で入札した理由書(様式第2号または任意様式)に記載した内容を、具体的に証明する根拠資料として提出すること。

※ 注意事項

- 提出資料の内容に基づき、記載内容や入札金額等の根拠資料を追加で求めることがあります。
- この報告書は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置の対象となることがあります。

当該価格で入札した理由書

記入要領	<p>当該価格で入札した理由について、労務費、手持ち資材及び手持ち機械の状況、下請負予定業者等及び資材購入予定先の業者との関係、手持ち工事の状況、契約対象工事箇所と事務所・倉庫等との関係等から具体的に記載すること。</p> <p>なお、記載内容は、様式第 6 号から様式第 1 2 号または任意の様式を必要に応じて提出することにより証明されなければならない。</p>
------	--

--

低入札価格調査項目通知書

(調査対象者) 様

呉 市 長
(部 課)

工事名	
-----	--

貴社より提出された低入札価格調査報告書（様式第 1 号）を確認し、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領第 1 3 条に基づき、調査対象項目に記載してある根拠資料の提出を求めます。

調査対象項目

1 工事費内訳書

工種 (レベル 2)	種別 (レベル 3)	細別 (レベル 4)	単位	数量	入札金額	算出根拠

※営繕工事については、「工種・種別・細別」を一括して、「名称」に置き換える。

2 当該価格で入札した理由

--

※ 低入札価格調査報告書（様式第 1 号）の提出を受けたが、次のいずれかに該当するため、根拠資料の追加提出又は再提出を求めるものである。

- (1) 工事費内訳書（様式第 3 号）において、設計金額と著しく価格に差があると認められる項目があった。
- (2) 当該価格で入札した理由書（様式第 2 号）に添付された書類が、その理由の根拠となり得ないと認められた。

低入札価格調査項目報告書

呉 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事名	
-----	--

低入札価格調査項目通知書（様式第 4 号）により根拠資料の提出を求められた項目について、次に掲げる追加資料を添えて報告します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

1 提出資料

（提出する書類について、右欄に○印を記載すること。）

(1) 工事費内訳書の根拠となる資料	見積書（写し） 積算基準等	
(2) 手持ち工事の状況	（様式第 6 号）	
(3) 調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係	（様式第 7 号）	
(4) 手持ち資材の状況	（様式第 8 号）	
(5) 資材購入予定先一覧	（様式第 9 号）	
(6) 手持ち機械の状況	（様式第 10 号）	
(7) 労務者の確保計画	（様式第 11 号）	
(8) 建設副産物の搬出予定地	（様式第 12 号）	
(9) その他事項（ ）		

※ 注意事項

- (1) 低入札価格調査を行うにあたり、説明資料の追加提出を求めることがあります。
- (2) この報告書は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置の対象となることがあります。

手持ち工事の状況（対象工事箇所付近）

工事名	工事場所	発注者	工期						金額 (千円)	直線距離 (km)	備考
			年	月	日	～	年	月			
						～					
						～					
						～					
						～					
						～					
						～					
【縮減内容】											

※ 調査対象工事箇所付近（半径10km程度の範囲内）の手持ち工事のうち、工事費縮減に寄与するものについて記載すること。

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工事名	工事場所	発注者	工期						金額 (千円)	備考
			年	月	日	～	年	月		
						～				
						～				
						～				
						～				
						～				
						～				
【縮減内容】										

※ 調査対象工事と同種又は同類となる手持ち工事のうち、工事費縮減に寄与するものについて記載すること。

調査対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関係

事務所・倉庫等の区分	住 所	直線距離 (km)	備 考
【縮減理由】			
位 置 図			

※ 事務所・倉庫等の区分欄は、本社、現場事務所又は倉庫等の施設を記載すること。

(様式第13号)

低入札価格調査辞退届

開 札 日 年 月 日

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

辞 退 理 由

.....

.....

.....

.....

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

呉 市 長 様

低入札技術者届出書

呉 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事番号	
工事名	
低入札技術者氏名	
法令による資格の名称	●資格者証の写しを添付してください。
雇用年数	
雇用関係を証する書類※	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 <input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 <input type="checkbox"/> その他（ ）

・入札参加資格要件に定める監理技術者又は主任技術者と同等程度の技術者を記載すること。
 ※継続して3か月以上の雇用を確認する必要があるため、最新の通知書では3か月以上の雇用
 が確認できない場合は、前年度の通知書も合わせて添付すること。

以下 契約課記入欄

・低入札審査確認欄

監理技術者又は主任技術者と同等程度の資格がある

契 約 課	
担当者	副担当

以下 技術監理室記入欄

・低入札審査確認欄

所属建設業者と直接的雇用関係がある（出向者及び派遣社員については不可）

兼務なし

技術監理室	
担当者	GL

下請負契約の変更に関する理由書

年 月 日

呉市長様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

1 工事名:

2 変更内容

	下請業者の商号又は名称	許可番号 (許可年月日)	許可業種	契約内容	契約金額 (見積金額)
変更前					円
変更後					円

3 理由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

- (注) 1 変更後の契約内容を確認できる資料（見積書の写し等）を添付すること。
2 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。
3 実際に下請契約を締結した場合は、土木工事共通仕様書に基づき、施工体制台帳を提出すること。

下請業者への代金の支払状況報告書

年 月 日

呉 市 長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の工事の下請業者への代金の支払状況に関する資料を別紙のとおり提出します。

なお、当該資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

また、施工体制等や下請業者への代金の支払状況等に関し、追加資料の提出請求があった場合には、誠実に協力します。

1 工 事 名 : _____

2 検 査 年 月 日 : _____

